地域のオアシスでほっと一息
スマイルカフェ

問合せ　障害福祉課障害者支援係㊞185

主に心の病により生活のしづらさを抱えた方が、作業や、仲間や地域との交流などを通じて、自分らしい生き方を見つける場を提供している施設「スマイル工房」。このスマイル工房で丁寧に作られたパンやクッキー、季節に合った飲み物などを提供し、交流と憩いの場になっているのが「スマイルカフェ」です。このスマイルカフェを訪ねてみました。

奥多摩街道から堂坂を下っていくと、土手の手前にキャラメルのような可愛らしい佇いの「スマイルカフェ」があります。

店内はこぢんまりとして、温かみのある雰囲気です。飲み物を頼んで席に座ると、窓からは日の光が射し込み、土手越しに見える浅間岳と青い空が解放感も感じさせます。店内でくつろぐ方がいる一方、近所の方らしき親子連れ、散歩の途中の方、常連の方など、テイクアウトのお客さんも続きます。

「飲み物の作り方を間違えてしまいました。申し訳ありませんが、作り直しますので、もう少しお時間をいただいてもよろしいでしょうか」店員の方が伝えに来ました。カフェでの接客には、スマイル工房のメンバーと職員が2人一組であたるそうです。「間違えた場合などには、こうやって自分でお客様に説明することになっているんです」と職員の方からも補足がありました。スピードが求められがちな昨今ですが、このような実直で丁寧な接客態度が、カフェの落ち着いた居心地の良さにつながっているのでしょう。

奥の作業場では数人の方が黙々と作業をしています。パンやクッキーを作る人、袋や箱を作ったり、製品を袋に詰める作業など分担して行います。

所長の河村茂さんは、スマイル工房で働くようになって今年で19年。最初の頃に比べると、スマイル工房は大きく変化したと言います。

「私が就職した平成14年当時は、羽村一中の前の小さな古い建物で、箱折りや刺し子など福祉作業所として一般的な作業をしていました。その少し前から農産物直売所に手作りクッキーを置いてもらうようになっており、その後、天然酵母のパンの商品化も実現しました。当初は、量産もできないし形もいびつでしたが、10年程前から『お客様に提供するからには形も味もきちんとしよう』という機運が高まりました。形の悪い品物が出たら『おつとめ品』などとして販売する工夫も取り入れました。平成30年に今の場所に移転しました。念願の新しくて明るい建物で、地域の皆さんと交流できるカフェもあります」

作業では特に衛生面に気を使います。

「食品を扱う作業を担当する人には、衛生面では一般の食品会社と同じレベルを保つように指導しています」

働いている皆さんの感想は「皆で作業をすることが楽しい」「働いているという自信がついた」「早くやろうと思わずに、ゆっくり丁寧にやることを心がけています」「パンやクッキーを食べてくれる人たちのために気持ちを込めて作っています」「食品衛生など難しいと思いましたが毎回勉強になります」など、働くことの充実感や、お客様を思いやる前向きな気持ちが伝わってきます。

河村さんは、工房のメンバーとの関係を「何かを『してあげる』ということではなく、無理に介入しない、でもパートナーのような関係、気軽に何でも相談できる近所のおじさんのような、そんな存在でありたいですね」と語ります。工房全体を包む穏やかさの源は、河村さんの人柄なのかもしれません。

「羽村大橋のたもとにある豊かな自然に囲まれたカフェで、天然酵母を使った手作りパンとおいしい飲み物を用意してお待ちしています。駐車場もございますので、ぜひ気軽にお立ち寄りください」

おいしいパンとコーヒー、丁寧なおもてなしの雰囲気の中で、ほっと一息ついてみませんか。

①所長の河村茂さん
②カフェの接客はメンバーと職員の二人三脚で　③袋詰め作業も真剣　④くつろいだ雰囲気の店内では話も弾む　⑤天然酵母の手作りパン。種類も豊富。

スマイルカフェ
羽村市玉川 2-10-1
☎ 578-2723
営業時間　火・木・金曜日の午後1時～3時

●12月3日～9日は「障害者週間」

誰もが人格と個性を尊重し、支え合う「共に生きる社会」に向けた環境づくりをしていきましょう。

問合せ　障害福祉課障害福祉係㊞173

図書館から

障害者週間展示

障害について理解が深まる図書や、活字による読書が困難な方のための資料を展示します。

期　間　12月1日㈬～12日㈰
会　場　図書館本館1階展示コーナー

ハンディキャップサービスを利用してください

活字による読書が困難な方や、高齢または身体的理由で図書館への来館が困難な方へ、次のサービスを行っています。利用登録が必要なサービスもあります。詳しくは問い合わせてください。

●点字図書・大活字本・朗読CDの貸出
※利用者カードをお持ちの方はどなたでも借りることができます。
●録音図書〔DAISY（デイジー）版図書〕貸出
●対面朗読サービス
●本の宅配サービス

問合せ　図書館☎ 554-2280

ご存じですか「障害者差別解消法」

してはいけないこと「不当な差別的取扱い」

正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否するなど、障害のない人と異なる対応をすることです。例えば
・障害を理由に入店や施設の利用を断る。
・障害者向けの物件はないと言って対応しない。

しなければならないこと「合理的配慮の提供」

障害のある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、負担になりすぎない範囲で対応をすることです。例えば
・筆談や読み上げなど、伝える方法を工夫する。
・段差がある場合に、キャスター上げやスロープの利用などの補助を行う。

内部障害や聴覚障害など、配慮を必要とすることが外見からはわかりにくい障害もあります。けがや病気により体が不自由になるリスクは誰にでもあります。すべての人が障害についての理解を深め、障害のある人もない人も、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指しましょう。

問合せ　障害福祉課障害者支援係㊞185